

第7期台東区障害福祉計画 パブリックコメント実施結果

意見受付期間	令和5年12月15日（金）～令和6年1月5日（金）
意見受付場所	区公式ホームページでの受付のほか、各区民事務所・分室・地区センター、区政情報コーナー、生涯学習センター、松が谷福祉会館、台東区社会福祉協議会、障害福祉課及び保健予防課窓口で中間のまとめ閲覧・意見受付。
意見受付件数	2人、5件
提出方法の内訳	郵送0人（0件） ホームページ1人（1件） ファクシミリ1人（4件） 持参0人（0件）
意見の分類	①サービス提供体制整備（4件） ②その他（1件）

分類	項目	意見	区の考え方 (該当する施策)
第4章 施策の方向性6 障害者や家族を支える多様なサービス提供体制の整備	1	6Fの若者支援事業は39才までしか使用できないのはどうかと思う せめて障害者枠をもうけてほしい。 40才すぎた障害者も利用したいと思うはずだと思う。もう少し障害者も使い易い施設にしてほしい。	(仮称) 北上野二丁目福祉施設の6階では、若者支援事業及び教育支援事業を実施するとともに、交流の場（若者中心としたエリア）（以下「交流の場」という）を設置する予定です。 若者支援事業は、現在行っているひきこもり支援を充実させ、生きづらさを抱える若者への一人ひとりの状況に応じた支援を行うため、利用対象者を中高生世代から39歳までの若者及びその家族としています。 また、交流の場は、学校や家庭以外の居場所を提供し、子供・若者の悩みや困りごとに対する早期発見及び早期対応につなげることを目的としているため、利用対象者を小学生から39歳の若者としています。

分類	項目番号	意見	区の考え方 (該当する施策)
第4章 施策の方針性6 障害者や家族を支える多様なサービス提供体制の整備			ただし、交流の場の機能のうち「地域交流スペース」及び「運動室」については、利用対象者を全区民としておりますので、40歳以上を含む障害者や若者が優先的に利用できるよう配慮した上で、一般貸出可能な日時の設定を行ってまいります。 (施策3 日中活動の場の整備)
	2	福祉避難所が交流スペースから転用としているが6Fだと車イス移動は難しいと思う。スロープは3Fまでだと聞いていたが6Fまで使えるようにしてほしい。エレベーターも車イスが何台も入る大型のエレベーターを使用してほしい。	いただいたご意見も踏まえ、「(仮称) 北上野二丁目福祉施設整備」の中で検討してまいります。 (施策3 日中活動の場の整備)
	3	執務室について3Fに集中する話があるが、それぞれの各エリアごとに作った方が使い易いと思うので3Fに集中して作らないでほしい。	
	4	日中一時支援のトワイライトサービスで区内の生活介護事業等を利用している方と書いているが、それ以外の利用している障害者も利用できるようにしてほしい。	対象者は区内福祉作業所や生活介護の活動終了後に支援が必要な障害者を想定しています。その他対象者の詳細については今後検討してまいります。 (施策3 日中活動の場の整備)
その他	5	少し前に意見として区の窓口に出させていただきましたが、障害児に対しての給食費無償化を決定いただきありがとうございます。また、私どもの家庭は第二子が特別支援学校に通っています。その中で、全ての障害児に対する手当が年収により対象外に	所得制限を設けるかどうかは、個々の制度の目的や支援方法などに応じて、それぞれ判断するものと考えます。 障害児支援に関する福祉サービスの利用者負担については、所得に応じた負担限度額を設定し、その負担が過

分類	項番	意 見	区の考え方 (該当する施策)
		<p>なっています。子供の権利は平等であってほしいと思います。他のお子さんに手当が入りそれでケアサービスとかを受けているのをみるとやるせない気持ちになります。意見としては、障害に対する施策については年収などの制限なく、区民であれば誰しもが平等に受けれるようになってほしいと考えています。既存の制度なども今一度その点を考慮して見直しをお願い出来ますでしょうか少しづつ障害を持つ人たちへの対応がよくなっていくことを期待しています。</p>	<p>剰なものとならないこととしています。</p> <p>また、区では、児童発達支援事業所等に通う第2子以降の利用者負担額無償化を東京都が事業開始するまでの間、先行して実施するなど、国が全国一律で定める障害福祉サービス以外にも、区独自で様々な地域生活支援事業や障害福祉サービス等の利用者に対する利用者負担軽減事業を状況に応じて実施し、きめ細かい対応をしています。</p> <p>ご意見の内容は今後の障害福祉施策の検討を行う際の参考にさせていただきます。</p>